

内部統制基本方針を次のように定める。

平成27年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 遠藤勝裕

## 内部統制基本方針

(目的)

第1条 この方針は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が、役員職務の執行が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）又は他の法令に適合すること及び業務の適正を確保するため、機構における内部統制体制の整備について定め、継続的にその見直しを図ることを目的とする。

(経営基本理念・経営方針等)

第2条 理事長は、機構の設立目的と使命を踏まえ、役職員の業務運営の規範とするため、業務方法書第48条第1項の運営基本理念及び運営方針として経営基本理念・経営方針を定める。

2 理事長は、機構の業務に対する国民の信頼を確保するため、役職員倫理規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第32号）を定める。

(役職員の職務及び理事会)

第3条 理事長は、組織運営規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号）及び文書決裁規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第6号）を定め、職務権限及び意思決定ルールを明確にするとともに、法人文書を適切に管理保存するため、文書管理規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第8号）を定める。

2 理事長は、機構の重要な方針及び施策に関し、理事長が必要と認める事項について審議を行い、もって理事長の意思決定を補佐する理事会を設置する。

3 理事長は、役員の仕事分掌を明確に定める。

(中期計画等の策定及び評価)

第4条 理事長は、中期計画及び年度計画（以下「中期計画等」という。）を策定する過程及び中期計画等に基づき実施する業務実績の評価体制等を整備するため、中期計画の策定及び評価等に関する規程（独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第22号）を定める。

2 中期計画等は、理事会の審議を経て、理事長が決定する。

- 3 理事長は、外部有識者により構成される評価委員会を設置し、外部有識者の意見を聴取した上、評価を決定する。
- 4 各部等（組織運営規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号）第6条又は第4章の2の規定により設置される組織をいう。以下同じ。）は、業務を確実に実施するとともに、評価活動及びリスク管理を適切に行うため、マニュアルを整備し業務フローを作成する。
- 5 政策企画を担当する理事は、中期計画等について必要に応じモニタリングを実施し、自己評価をとりまとめる。
- 6 理事長は、前項の自己評価等を踏まえ、適切な業務実績報告を作成する。

（経営管理会議）

第5条 理事長は、業務方法書第51条第1号の内部統制委員会として経営管理会議を設置し、経営管理会議は、機構の重要な方針及び施策並びに内部統制に係る取組に関し、実施状況の把握、検討及び審議を行う。

- 2 経営管理会議は、原則月2回開催する。
- 3 経営管理会議の庶務は、政策企画部と総務部が共同して処理する。
- 4 前3項に定めるもののほか、経営管理会議の運営について必要な事項は、別に定める。

（内部統制担当役員等）

第6条 内部統制担当役員は理事長代理とする。

- 2 内部統制推進部門は政策企画部とし、内部統制推進部門は理事長の指示に従い、機構における内部統制に係る取組を総括する。
- 3 各部等及び支部に内部統制推進責任者を1名置き、各部等の長及び支部長をもって充てる。
- 4 内部統制推進部門は、内部統制担当役員に対し、内部統制を確保するため、業務の実施における取組状況及び課題等について定期的に、又は、重要な案件については発生の都度、報告を行うものとする。
- 5 内部統制担当役員は、内部統制推進部門からの報告を受け、経営管理会議及び理事長に対し定期的に、又は、重要な案件については発生の都度、報告を行うものとする。
- 6 内部統制の状況を把握するため、内部統制担当役員は、職員との面談を実施する。
- 7 理事長は、役職員の法令・規程等違反行為等、機構の内部統制に重大な問題が生じた場合又は問題の発生が予想される場合は、速やかに内部統制担当役員に対応を指示する。内部統制担当役員は、理事長の指示の下に関係部署を指揮し、必要な措置を講ずる。

（部門会議）

第7条 各部等は、各事業を担当する役員の判断に従い、部門会議を開催し、機構の管理運営及び事業実施に必要な連絡調整を行う。

（反社会的勢力への対応方針）

第8条 役職員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒否する。

(リスク管理)

第9条 理事長は、機構の業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を実施するものとし、リスクの発生可能性の低減化並びに発生した場合の損失及び被害の最小化に必要な措置を講ずる。

2 理事長は、前項に定めるリスク管理を適切に行うため、リスク管理規程（独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第16号）を定めるとともに、機構におけるリスクを一元的に管理する体制を整備する。

3 理事長は、機構におけるリスク管理について検討、審議を行うため、リスク管理委員会を設置する。

(リスク管理総括責任者等)

第10条 理事長は、リスク管理に係る全ての業務を総括するリスク管理総括責任者に理事長代理を任命するとともに、各部等に、分掌する業務のリスク管理を統括するリスク管理責任者を置く。

(保有施設の整備及び危機管理)

第11条 理事長は、機構が保有する施設について、適切に点検を行うとともに、必要な整備を実施する。

2 理事長は、不測の災害又は重大な事件・事故等の発生に備え、日本学生支援機構危機管理対策要項及び独立行政法人日本学生支援機構事業継続計画を定め、危機管理の態勢整備に努める。

3 理事長は、危機が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、日本学生支援機構危機管理対策要項等に基づき、必要に応じて危機管理対策本部を設置し、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

(情報システムの整備及び利用)

第12条 理事長は、文書決裁規程及び文書管理規程に定める意思決定プロセス等に係るチェックを可能とする文書決裁システムを導入する。

2 理事長は、理事長の指示、法人の目標・計画を確実に全役職員に伝達するとともに、職員から役員に必要な事項が伝達される情報システムを活用した仕組みを導入する。

3 理事長は、情報システムを活用した効率的な業務運営に努める。

4 理事長は、情報セキュリティ対策基本方針及び情報セキュリティ対策基準を定める。

5 前項の基準には、次に掲げる事項を定める。

- (1) 保有するデータの所在情報の明示に関する事項
- (2) データのアクセス権の決定に関する事項
- (3) データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築に関する事項
- (4) 各部門で作成されたデータのデータ変換ツール等の導入・活用に関する事項

(情報の保存及び管理)

第13条 理事長は、情報セキュリティの確保のため、情報システムのぜい弱性対策等の情報システムに関するリスクコントロールの適切な整備及び運用並びに情報漏えいの防止に必要な事項を、情報セキュリティ対策基本方針、情報セキュリティ対策基準及び個人情報保護規程（独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第7号）に定める。

2 理事長は、個人情報保護規程に、個人情報保護に係る点検活動の実施及び「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）4－8（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守に必要な事項を定める。

(役職員から監事への報告)

第14条 理事長及び監事は、協議の上、監事監査要綱（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第11号）及び監事監査実施基準（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第12号）を定める。

2 役職員は、監事監査要綱に基づき、監査に関して監事又は監事事務局担当職員から必要な説明又は資料の提供を求められた場合は速やかに対応するとともに、監査の円滑な実施に協力する。

3 理事長は、監事が機構の管理運営に係る重要な会議に出席し、意見を述べることができるよう、取り計らうものとする。

4 役職員は、文書決裁規程に定めるところにより、監事監査要綱に定める重要文書等を監事に回付しなければならない。

5 役職員は、業務上の事故若しくは異例の事態が発生したとき又は業務運営に関する機構の内外からの通報、告発等があったときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事の職務を補助すべき職員に関する事項)

第15条 理事長は、監事事務局を設置し、監事の職務を補助すべき職員（以下「補助職員」という。）を置く。

2 理事長は、補助職員の人事評価、人事異動及び懲戒処分等について、あらかじめ監事と協議する。

3 補助職員は、監事の命ずるところに従いその職務を行う。

4 理事長は、監事の求めに応じ、監事と協議の上、補助職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させる。

(その他監事に関する事項)

第16条 理事長は、監事及び会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換を行う。

2 理事長は、監査の結果に基づく監事の意見を踏まえ、必要と認めた場合には、速やかに是正又は改善の措置を講じ、その結果を監事に報告しなければならない。

3 監査室は、監事と緊密な連携を保ち、監事からの求めに応じ、速やかに報告及び説明を行う。

(内部監査)

第17条 理事長は、業務運営の効果的かつ効率的執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期するため、内部監査規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第13号）を定める。

- 2 理事長は、内部監査に関する事務を担当する監査室を、被監査部門から独立して設置する。
- 3 監査室は、監事及び会計監査人と必要な情報交換を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(入札及び契約)

第18条 理事長は、入札及び契約に関する規定を定める。

- 2 前項の規程には、次に掲げる事項を定める。
  - (1) 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）を構成員とする契約監視委員会の設置
  - (2) 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
  - (3) 談合情報がある場合の緊急対応
  - (4) 契約事務の適切な実施及び相互けん制の確立

(予算配分)

第19条 機構は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を予算の配分等に活用する仕組みを整備する。

(人事基本計画)

第20条 理事長は、業務を適切に実施するために必要な人材の確保・育成及び適正配置を図るため、人事基本計画を定める。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を定める。
  - (1) 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーションに関する事項
  - (2) 職員の懲戒基準に関する事項
  - (3) 長期在籍者の存在把握に関する事項

(コンプライアンス)

第21条 理事長は、機構の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、コンプライアンスの推進に関する規程（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第18号）を定める。

- 2 理事長は、機構におけるコンプライアンスに係る取組みの検討、審議等を行うため、自らを委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置する。
- 3 理事長は、監査室にコンプライアンス推進に関する事務を総括させるとともに、組織的かつ横断的なコンプライアンス推進体制を整備する。

(公益通報)

第22条 理事長は、不正行為等の早期発見と是正を図るため、公益通報処理に関する規程（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第5号）を定める。

- 2 前項の規程には、次に掲げる事項を定める。

- (1) 公益通報の窓口の設置に関する事項
- (2) 公益通報者の保護に関する事項
- (3) 公益通報が内部統制担当役員及び監事に確実かつ内密に報告される体制の整備に関する事項

(雑則)

第23条 理事長は、財務情報を含む法人情報を適切に公開する。

第24条 理事長は、本方針に基づき定める規程等について、役職員に周知徹底する。

2 役職員は、本方針に基づき、理事長が定める規程等を遵守する。

3 理事長は、本方針において定める内部統制の取組を役職員に周知徹底するため、内部統制に関する研修を実施する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第19号）

この規程は、平成28年3月31日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第11号） 抄  
(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成31年規程第5号）

この規程は、平成31年3月25日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成31年規程第14号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和元年規程第14号）

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和4年規程第6号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和8年規程第17号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。